令和5年高島市教育委員会第6回定例会会議録(要旨)

- 用催日時 令和5年6月27日(火)開会 午後2時00分 閉会 午後2時45分
- 2 開催場所 高島市役所新館 2階 教育委員会室
- 3 会議次第

教育長あいさつ

令和5年第5回定例会会議録の承認

会議録署名委員の指名

議第39号 個人情報の保護に関する法律および高島市個人情報の保護に関する法律施行条 例の施行に関する教育委員会規則案

議第40号 高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱等について

議第4 | 号 臨時代理につき承認を求めることについて(高島市教育委員会事務局の人事について)

協議事項第 | 号 高島市民生委員推薦会委員の選定について

報告第9号 高島市教育委員会事務局職員の人事について

報告第 | 0号 令和5年6月高島市議会定例会一般質問の概要について

4 出席委員

川島教育長、田邊委員、橋本委員

5 事務局出席者

木下教育総務部長、饗庭教育指導部長、熊地教育総務部次長(教育総務課長取扱)、山本教育総務部次長(市民会館長取扱)、竹井社会教育課長、小川文化財課長、森本市民スポーツ課長、野崎国スポ・障スポ大会推進課長、玉木図書館長、保木学事施設課長、川崎学校給食課長、西川給食施設整備課長、松岡教育総務課主任、末綱同課主査

- 6 会議を傍聴した者 | 人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第6回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 田邊委員、橋本委員

議題の公開/非公開 全て公開

議第39号 個人情報の保護に関する法律および高島市個人情報の保護に関する法律施行条例の 施行に関する教育委員会規則案

【説 明】 熊地教育総務部次長

本件は、高島市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、教育委員会が所管する事務 事業において保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則を定めるものである。

これまで個人情報保護制度を巡っては、全国的に国や地方公共団体、民間事業者ごとに個人情報保護法や個人情報保護条例が定められ運用されてきたが、こうした制度運用においては各法制度による不均衡や不整合が指摘され、その是正が求められていた背景がある。

また、今日、国においてはデジタル庁が創設され、国や地方のデジタル業務改革を強力に実施するため、行政や民間のデータ流通を適正に規制する一元的な監視監督体制の確立が求められている。

こうした社会的要請に対応するため、国においては、デジタル社会の形成を図るための関係法律 の整備に関する法律が制定され、これまで法律や条例により個別に運用されてきた個人情報の取り 扱いを個人情報の保護に関する法律によって運用されることとなった。

これにより本市の条例については、個人情報の保護に関する法律の委任を受けた内容を規定するなどの改正が行われたことから、市条例に付随する形で当該教育委員会規則を新たに制定するものである。

【質疑等】

○橋本委員

具体的にどういうことが変わるのか、例を出してもらえないか。

○熊地教育総務部次長

具体的な例としては、今まで、高島市個人情報保護に関する条例というものがあり、法律に即した内容となっていた。一方で、国においては、行政機関の保有する個人情報保護法というものがあり、民間においては、個人情報保護に関する法律というものもあり、それぞれの主体によって取り締まる法律が異なっていたという背景があり、運用に差があったと指摘されている。それを一元的に一つの法律でまとめようとするのが、大きな原因であり目的である。それと併せて、デジタル庁が推進するDX施策との関連もあることから、一元的に管理する監督庁を設けるものである。

○橋本委員

一元的に管理されることで、個人情報が守られる力が強くなったと。

〇田邊委員

橋本委員のご質問の中に具体的な例でとあったが、この条例が改正されたということはそれだけ個人情報に対しての皆さんの意識も変わってきていることか思うが、大変用語が難しく、今まで教育委員会規則はこういう運用であったが、国からの一元化によって大体こういうふうに変わりますよという、運用がどう変わるか比較できるようなことを載せてもらえれば理解しやすいかと思うので、次回そういったわかりやすい資料があればありがたい。

○熊地教育総務部次長

ご指摘いただいたように、わかりやすい資料を次回お示しさせていただく。

補足だが、今までそれぞれがばらばらの法律で運用していたが、今回の法律では、それを一元的 に管理監督するという体制にまとめられる。

〇田邊委員

変わるということは、よい方に変わると思っている。詳しい内容でなくても結構なので、大まか にわかるものをお願いしたい。

教育委員会における個人情報の取扱いは、また少し異なる部分もあるのではと思うが、もしなに か違いがあれば大体で結構なので、そういったことが知りたいと思う。

※議第39号の議決については保留

議第40号 高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱等について

【説 明】 饗庭教育指導部長

本件は、高島市道徳教育推進協議会設置要綱第3条の規定に基づき、高島市道徳教育推進協議会 委員に次の者を委嘱または任命することについて議決を求めるものである。

Ⅰ号の学識経験者Ⅰ名、2号の小中学校児童生徒の保護者2名、4号の関係行政機関の職員Ⅰ名、 5号のその他教育長が必要と認める者2名の合計6名を委嘱し、3号の教育関係者6名を任命する ものである。

今回委嘱または任命する委員 12 名には、高島市立学校の道徳教育ならびに道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業推進校における研究の、より一層の推進を図るため、専門的な見地やそれぞれの立場から助言や意見をいただくこととなる。

なお、任期は、令和5年7月 | 日から令和6年3月3 | 日までである。

【質疑等】

〇田邊委員

地域は限られていないと思うが、たまたま安曇川地域の方が多いということか。

○饗庭教育指導部長

文部科学省指定の道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業推進校については、令和3~4年 度まではマキノ中学校区で指定を受けていた。その際にも、マキノ中学校区の方々を中心に委員の 委嘱または任命を行っている。令和5~6年度については、安曇川中学校区で指定を受けることとなったため、研究成果を市内全域に広げていくため、研究発表の場も設けるので、今回は安曇川中学校区の方を中心に委員を選出している。

○橋本委員

意見だが、マキノ中学校区の発表会のときのことだが、少人数で電子機器を使いながら、先生方も子どもの様子等を多角的な視点で捉えられていることが印象に残っている。子どもたちが自分の意見を、自分の心の移ろいをしっかり見ながら、自分の意見をどんどん変えていったと。そういう部分がよかったと思う。安曇川中学校区は I クラスが多い。そういう中で、どういう授業を展開するのか、藤樹さんのお膝元なので、そういう要素もどう組み合わせていくのか楽しみにしている。

【採 決】 可決

議第4 | 号 臨時代理につき承認を求めることについて(高島市教育委員会事務局の人事について) 【説 明】 熊地教育総務部次長

本件は、人事異動に関する案件である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項に、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」と規定されている。

また、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項においては、人事を含む教育委員会の権限に関する事務に関して、「教育長は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事情があるときは、その事務を臨時に代理することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議において報告し、その承認を受けなければならない。」と定められている。

従って、事務事業を円滑に遂行するため市長部局を含めた人事異動に緊急に対応するため、高島 市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、緊急やむを得ない事情 として、本年6月26日付けで人事異動の決定につき臨時に代理したので、報告するとともに、承 認を求めるものである。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

協議事項第 | 号 高島市民生委員推薦会委員の選定について

【説 明】 熊地教育総務部次長

このたび、市長部局から高島市民生委員推薦会委員の選任依頼を受けたのでその選任にあたり協議いただくものである。

民生委員推薦会とは、民生委員の選任や欠員等が生じた際の補充選任の過程において、民生委員・ 児童委員の候補者を選考し、推薦するという役割を果たすものである。 今般、現在当該委員に委嘱されている髙木教育委員の任期が本年9月30日で満了となることから、次期委員の選任にあたり教育委員の中から | 名の推薦依頼があったものである。

なお、委員の任期、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3か年である。

〇田邊委員

事務局案があればお示しいただきたい。

○熊地教育総務部次長

事務局案としては、現在、教育委員の皆様には各団体等の役職にご就任いただいていることを踏まえ、均等にそれぞれの職務を担っていただくことを考慮し、引き続き、髙木教育委員に就任いただくことを提案させていただく。

〇松岡教育総務課主任

なお、髙木委員は本日急遽ご欠席されることとなったが、ご本人の内諾は得ており、協議により 髙木委員が選任されたとしても異論はないと伺ったので補足させていただく。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

報告第9号 高島市教育委員会事務局職員の人事について

【説 明】 熊地教育総務部次長

本件は、事務事業を円滑に遂行するため令和5年5月25日に当教育委員会事務局内における職員2名についての配置転換を決定し6月1日付けで異動を行ったものである。

該当の職員は、いずれも主査級職員であることから、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第4条第 | 項第 | 号に基づき、教育委員会および教育機関の職員のうち、主任またはこれに相当する職以下の職員の任免(分限処分や懲戒処分を除く)、その他の人事については、教育長が専決することができることとされているため、今回の人事異動を教育長の専決としたところである。

なお、同規則同条第2項の規定では、教育長は専決をした場合において必要があると認めるとき は次の教育委員会においてその概要を報告することとされており、本件は人事に関する内容である ため、報告するものである。

【質疑等】 なし

報告第 I 0 号 令和 5 年 6 月高島市議会定例会一般質問の概要について 【説 明】

〇木下教育総務部長

私からは、教育総務部の一般質問に関する答弁結果を報告させていただく。

磯部議員から、「DX推進施策による市民サービスの向上と職員の負担軽減について」という質問があり、その再質問の中で、スマホ教室に係る公民館講座の今後の取り組みについて、との質問があったので、「教育委員会事務局でも、昨年度同様にスマホ教室を予定している。今年度の後半に開催する計画で今準備を進めているところであり、詳細が決定次第、広く周知をさせていただく。」と答弁した。

次に、藤田議員から「市立図書館の課題について」ということで、5点の質問をいただいた。主だったものをご説明させていただくと、I点目の「利用状況の落ち込みに関して認識しているか。」、「市内全域をカバーできる図書館サービス体制をどのように構築するのか。」のご質問に対しては、「市民一人あたりの貸出冊数が I 〇年前と比較して減少していることから、憂慮すべき状況であると認識している。また、中核館の機能を維持しつつ、多くの市民に本に触れる機会を提供できるよう、様々な方法を調査研究してまいりたい。」と答弁した。

2点目の「図書館職員の業務の現状をどのように認識しているのか。」、「長期間、正規司書職員の採用がないことは、市の施策として問題ではないのか。」とのご質問につきましては、「市内6か所」の図書館や図書室には、それぞれ司書資格を持つ職員を配置しており、施設間および職員間の連携を図りながら必要なサービスを提供できていると考えていることから、正規司書職員の採用がないことだけをもって、直ちに施策に問題があるとは考えていない。今後、将来的な図書館の集約も見据えながら、司書資格をもつ正規職員の配置状況等を勘案し、引き続き必要なサービス提供が行えるよう適切な人事配置に努める。」と答弁した。

3点目の「図書館での積極的な蔵書の除籍について」というご質問については、「規模に応じた適正な蔵書数を確保した上で、見やすく、魅力的な書架を演出することは、利用率の向上に資すると考えている。各施設の書庫スペースも余裕がなくなりつつあることから、市立図書館資料除籍基準に基づき、計画的に除籍を進めてまいりたい。なお、資料の中でも、雑誌に関しては保存期限の過ぎたものを除籍し、雑誌リユースとして市民の皆様に提供している。」と答弁した。

再質問については、「図書館資料の除籍について、住民参加型の蔵書除籍の取り組みとして、ボランティア等、市民の協力を得られるようにしてはどうか。」との質問があったので、「資料の除籍作業は、司書が総合的に判断して、除籍対象とするかどうかを決定し、除籍対象とした資料は、図書館システム上で除籍した旨の登録を行ったのち、「点ずつ手作業で資料番号バーコードを切り取ったのちに、整理し、廃棄している。こうした一連の作業の中には、市民ボランティアに担っていただける部分もあることから、図書館ボランティア養成講座の開催について検討を始めているところである。将来的には、市民に図書館の業務を知っていただき、応援いただける方を増やすことで、より魅力ある図書館づくりにつなげてまいりたい。」と答弁した。

教育総務部の答弁概要については、以上である。

○饗庭教育指導部長

教育指導部から答弁した概要について、報告させていただく。

山下議員から「学校教育環境の整備や充実、支援について」として、7つの質問が出された。

 で約10万3千冊、中学校6校で約5万2千冊、合計約15万5千冊となり、市全体では、国が定める学校図書館の図書標準基準冊数を超えて、充足率は約112%となっている。しかし、学校によって蔵書数にばらつきがあり、図書標準基準冊数と比較して、小学校で4校、中学校で4校が不足しており、蔵書数目標達成率は、小学校で69.2%、中学校で33.3%となっている。司書教諭と学校司書の配置状況については、司書教諭は、学校図書館法に12学級以上の学校には必ず置かなければならないとの規定があることから、対象となる小学校5校、中学校 | 校の計6校に配置している。学校司書については、同じく学校図書館法に学校司書を置くよう努めなければならないとの努力規定はあるが、児童会や生徒会による委員会活動や地域の方々のご支援などをいただきながら、図書館を運営しており、現在、学校司書の配置はない。」と答弁した。

このことに関連して、「学校図書館図書基準に達していない学校の解消に向け、どのように対応されるのか。」と再質問が出されたので、図書標準冊数と比べて蔵書が不足している学校については、今後、計画的に蔵書数を増やしたり、市立図書館との連携を図ったりすることによって、図書館運営の充実に努めてまいりたい。」と答弁した。

そのほかの答弁内容や再質問の詳細については、資料によりご確認いただきたい。 教育指導部の答弁概要については、以上である。

【質疑等】 なし

閉会 教育長が第6回定例会の閉会を宣言